

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 28 日現在

機関番号：13903

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24510340

研究課題名(和文) スペインにおける「少数言語」の対外普及に関する言語政策論的比較研究

研究課題名(英文) Comparative Study of the Policies on External Diffusion of the "Minority Languages" in Spain

研究代表者

萩尾 生 (HAGIO, Sho)

名古屋工業大学・工学(系)研究科(研究院)・教授

研究者番号：10508419

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,300,000円

研究成果の概要(和文)：今日のスペインにおいては、国家公用語のスペイン語のみならず、国内の「少数言語」として自治州レベルでスペイン語とともに公用語の地位にあるカタルーニャ語、バスク語、ガリシア語についても、国境を越えた対外普及政策が公的性格の強いアクターによって実施されている。本研究からは、普遍言語としてのスペイン語の対外普及が、政治的影響力の対外行使や経済的利潤追求といった性向を持つものに対し、それ以外の「少数言語」の対外普及は、その言語を通して具現される個別特殊な価値を対外的に承認してもらい、その価値を共有する人びととの連帯を通じて、むしろ対内的に社会文化的な影響力を及ぼすことを志向する傾向が強いことが推論された。

研究成果の概要(英文)：In today's Spain, not only the Spanish, official language of the state, but also Basque, Catalan and Galician, co-official "minority languages" within the framework of their respective autonomous communities, are the targets of overseas diffusion promoted by the sub-state public actors. From this investigation, it is deduced that the overseas diffusion of the Spanish as a universal language, has a tendency to seek for external influence on international political scene and economic benefit, while that of those co-official "minority languages" is rather oriented to influence internal socio-cultural empowerment and solidarity through acknowledgement of the particular value of these languages by the external world.

研究分野：地域研究

キーワード：言語政策 少数言語 対外言語普及 文化外交 スペイン バスク カタルーニャ ガリシア

1. 研究開始当初の背景

世界には、イギリスのブリティッシュ・カウンシル、ドイツのゲーテ・インスティテュート、中国の孔子学院など、自国の公定言語ないし公定文化を国外に向けて普及する使命を帯びた機関が存在する。これらの機関は、当該国中央政府の支援を直接的ないし間接的に受けながら、当該国の国家公用語とその国内で営まれる文化の対外普及を推進している。

言語の対外普及に関する本研究は、言語政策研究の枠組みに位置づけられる。この分野の研究は、『国際言語社会学ジャーナル (*International Journal of the Sociology of Language*)』誌の第 95 号(1992 年)と第 107 号(1994 年)の特集によって、近年その裾野が大きく広がった。なかでも、英語の対外普及については、同時期に出版された津田幸男の『英語支配の構造』(1991 年)やロバート・フィリップソン(Robert Phillipson)の『言語帝国主義 (*Linguistic Imperialism*)』(1992 年)などが、英語の広範な使用が喚起している諸問題を、植民地政策などの歴史的な視点を踏まえて捉え直し、論議を呼んだ。その一つの帰結は、英語第二公用語化をめぐる議論が白熱していた日本において、三浦信孝・糟谷啓介『言語帝国主義とは何か』(2000 年)に集約された。また、やや遅れて、国内学会誌としてはおそらく初めて、日本比較教育学会が、『比較教育学研究』第 37 号(2008 年)において、対外言語政策を特集している。

以上の一連の研究は、多くが外国語習得の方法論や外国語習熟度の効率または効果の分析に終始しており、そうでない場合は、「言語ナショナリズム」や「言語帝国主義」という用語に明示的などあり、国家戦略との関連において、外交政策論あるいはパワーポリティクスの観点からの分析に頼る傾向が強かった。

本研究は、後者の立場に寄り添い、対外言語普及政策を、「文化外交」という外交戦略の一環とみなす視座をとる。実際のところ、上述の研究の大半は、任意の国家の国家公用語を研究対象としていた。ところがスペインの場合、国家公用語であるスペイン語(カスティーリャ語)の対外普及を担うセルバンテス文化センターとは別に、国家公用語でないカタルーニャ語、バスク語、ガリシア語についても、国境を越えた対外普及政策が自治州レベルで実践されている。これらの 3 言語は、国家公用語の圧倒的優位や強制に抗って復権運動を展開した地域的かつ民族的な「少数言語」として、かつて注目を集めたことがある。しかし本研究のように、国家の公用語でない言語の対外普及を、サブ・ナショナルな政治・行政単位の支援を受けたアクターが国境を越えて推進する施策に着目する研究は、その事例がまだ少なく、ほとんど先例を見ない。

2. 研究の目的

では今日、そのような「少数言語」の対外普及が政策として進められるようになった現状を、どのように理解すべきだろうか。

本研究は、上述した背景と問題意識において、スペイン語、カタルーニャ語、バスク語、ガリシア語の対外普及政策の現状と論点を、それぞれの言語の対外普及機関に焦点を当てつつ分析する。具体的には、言語の対外普及のアクターとして、セルバンテス文化センター(スペイン語)、ラモン・リュイ・インスティテュート(カタルーニャ語)、エチエパレ・バスク・インスティテュート(バスク語)の 3 機関の活動を主たる分析対象とする。なお、独自の対外普及機関を持たないガリシア語については、ガリシア自治州政府言語政策局の施策を分析する。

そうして本研究は、以下の諸点を明らかにすることを目的とする。

- (1) 本研究の背景として、対外政策に関してスペイン中央政府と自治州政府と間の権限分掌の法理。
- (2) 対外言語普及機関の概要(設置経緯、組織、活動概要等)。
- (3) 言語の対外普及の動機と目的。
- (4) 「対外」という用語が内包している「ウチ/ソト」の境界区分原理。
- (5) 「少数言語」と国家語の対外普及政策に差異があるかどうか。

これらの 5 点に関する考察を通して、スペインという地政学的文脈における、「少数言語」の対外普及の見取り図を提示することを、本研究は目指すものである。

3. 研究の方法

先例の少ない本研究においては、言語の対外普及の主導的アクターに対する聞き取り調査を実施して、その言説分析を行うとともに、一次資料の収集・分析に多くの労力を割いた。

聞き取り調査は、対外言語普及機関や自治州政府の執行部ないし管理職を中心に、最終的に 30 名を越すアクターに対して行われた。聞き取りは、被調査者に対して事前に電子メールで質問事項を送って同意を得た上で、実際に現地へ赴き、相手の希望する言語を用いて、面談によるインタビューを行った。ちなみに研究組織のメンバー全員が、スペイン語に加えて、各自の研究対象地域の言語についても高度の運用能力を有す(萩尾:バスク語、長谷川・塚原:カタルーニャ語、柿原:バスク語)。

また本研究の視点は、スペイン国内の対外言語政策立案・実施のアクター側に置かれている。ただし、カタルーニャ語とバスク語の場合は、カタルーニャ自治州とバスク自治州の隣接自治州においても公用語の地位を得ていることから、比較参照のため、それぞれバレアレス諸島自治州およびバレンシア自治州、ナバーラ自治州の言語政策ないし対外

政策部局の言説を抽出したほか、フランス領のカタルーニャ語圏とバスク語圏において、当該言語復権運動家への聴取を実施した。

なお、対外言語普及の受け手として世界各地で当該言語を学習する現場の実態については、その地理的範囲が広範であり、大規模で体系的な研究体制を必要とするため、本研究の考察射程に必ずしも含めていない。これは本研究の限界である。

4. 研究成果

「2. 研究の目的」に掲げた5つの項目に対して、本研究を通して得られた知見は、以下のとおりである。

(1) 中央政府と自治州政府との権限分掌

今日のスペインは連邦制を採用していないが、実態は連邦制国家にかなり近い。憲法第149条は、国家の排他的権限の1つとして「国際関係」を列挙したが、その定義を避けている。憲法裁判所の一連の判例によれば、「国際関係」とは条約など相手国の承認を要する外交関係を指し、必ずしも海外の国や地域の承認を要さない「対外活動」と区別された。この法解釈に基づき、言語の対外普及は、「対外活動」として各自治州の所轄とすることが可能となった。

その後、2014年3月25日の「国家の対外活動および対外サービスに関する法律」により、従前の法解釈は、自治州の権限を制約する方向で現在変更を迫られている。だが、本研究遂行中に、この法律による明示的な影響は確認されなかった。

(2) 対外言語普及機関の概要

スペイン語の対外普及を使命とするセルバンテス文化センターとバスク語の対外普及を担うエチェパレ・バスク・インスティテュートは、それぞれスペイン政府とバスク自治州政府の所轄下にある公的機関である。カタルーニャ語の対外普及にあたるラモン・リュイ・インスティテュートは、コンソーシアム形態をとる民間団体である。ガリシア語の場合は、同言語の対外普及機関を設立しようという動きが過去にあったものの、今日対外普及に特化した独自の機関は存在しない。また、バスク語の場合は、成人再バスク語化協会(HABE)と呼ばれる自治州政府傘下の団体も、主務ではないものの、バスク語の対外普及に携わっている。民間団体のラモン・リュイ・インスティテュートを含め、いずれの機関にも公的機関からの補助金が相当の割合で投入されており、設置母体の性格の違いに係わらず、当該言語の対外普及が、スペイン政府ないし各自治州政府の言語政策に則って実施されていると言ってよい。

なお、セルバンテス文化センターは、設立当初はスペイン語のみの対外普及を念頭に置いていた。しかしその後EUIレベルで標榜されるようになった言語的多様性という普

遍的価値を広めるべく、カタルーニャ語、バスク語、ガリシア語の対外普及も、限定的ながら実施している。

各機関の概要は以下のとおりである。

セルバンテス文化センター

- ・対象普及言語：スペイン語およびスペインの諸言語（カタルーニャ語、バスク語、ガリシア語）
- ・設置年：1991年
- ・本拠地：マドリードおよびアルカラ・デ・エレーナス
- ・拠点の数：86（2014年）
- ・主務官庁：スペイン外務省
- ・予算規模：86,760千ユーロ（2013年）
- ・職員数：1,052人（2013年）
- ・受講者数：約238,000人（2012/13年度）
- ラモン・リュイ・インスティテュート
- ・対象普及言語：カタルーニャ語
- ・設置年：2002年
- ・本拠地：バルセロナ
- ・拠点の数：5
- ・主務官庁：なし（コンソーシアム形式）
- ・予算規模：11,000千ユーロ（2012年）
- ・職員数：63人（2009年）
- ・受講者数：6,877人（世界114大学）（2011/12年度）
- 備考：バレアレス諸島自治州政府のコンソーシアム参加は2002～2004年と2008～2012年
- エチェパレ・バスク・インスティテュート
- ・対象普及言語：バスク語
- ・設置年：2007年
- ・本拠地：ドノスティア（サン・セバスティアン）
- ・拠点の数：1
- ・主務官庁：バスク自治州政府教育省
- ・予算規模：2,130,000千ユーロ（2014年）
- ・職員数：10人（2014年）
- ・受講者数：2,089人（世界34大学）（2012/13年度）
- 成人再バスク語化協会(HABE)
- ・対象普及言語：バスク語
- ・設置年：1981年
- ・本拠地：ドノスティア（サン・セバスティアン）
- ・拠点の数：1
- ・主務官庁：バスク自治州政府教育省
- ・予算規模：91千ユーロ（2014年）
- ・職員数：1人（2014年）
- ・受講者数：約2,000人（2013/14年度）
- 備考：バスク語対外普及活動は2000年より開始。予算規模と職員数はバスク語対外普及活動のみに係るデータ。
- ガリシア語の対外普及
- ・独自の対外普及機関は存在しない。
- ・ガリシア自治州政府言語政策局、ガリシア語研究所、ガリシア言語アカデミーの3機関が、自治州の外におけるガリシア語教育活動を支援している。

(3) 言語の対外普及の動機と目的

言語を対外普及する動機や目的には、政治的要因（国際舞台におけるプロパガンダやロビー活動の一環）、経済的要因（利潤を追求する言語産業の一環）、社会的要因（流入者に対する社会統合支援）、文化的要因（専門家養成、対外イメージの好転）などが複合的に組み合わさっている。

国家語であるスペイン語の対外普及においては、世界中に話者が3～4億人存することから、普遍的な西洋文明の伝道や、スペイン語産業を通じた経済活性化など、政治的・経済的動機の比重が相対的に高い。

これに対して、それ以外の「少数言語」の場合は、話者の絶対数を増やすことよりも、自らの言語の国際的認知向上や、対外イメージの好転など、文化的要因の比重がむしろ高い。自らの言語文化に対する積極的価値付けを「ソト」の世界で行うことで、翻って「ウチ」の世界の人びとの意識をポジティブな方向に変えていこうとする傾向が高いと言える。

(4) 「ウチ/ソト」の境界区分原理

「対外」という用語は、「ウチ/ソト」の境界区分を内包する。言語圏の境界が、当該言語の対外普及における「ウチ」と「ソト」の境界線になることは、ほぼ自明である。ところが、対外言語普及「政策」となると、そこには一定の領土とその領域の住人の支持を受けた政策アクターの意向が反映される。

ここで「ウチ/ソト」の境界区分原理の背後に横たわる、人間集団の境界としての「民族性」と、人文地理的空間の境界である「領域性」という2つの基準軸を交差させると、次の4つの範疇が生まれる。(I)民族的にも領域的にも「ソト」、(II)民族的には「ウチ」だが領域的には「ソト」、(III)民族的にも領域的にも「ウチ」、(IV)民族的には「ソト」だが領域的には「ウチ」。

言語の対外普及政策は、原則として上記(I)をターゲットとして遂行される。だが、場合によっては、(II)(在外同胞)や(III)(外部からの流入者)をターゲットに含めることもある。

ところが、言語圏の境界と民族性ないし領域性との境界は、往々にして一致しない。例えば、領域的な「ソト」であっても、当該言語圏に属する領域は、対外普及の対象地域にはならない。また、「少数言語」の場合、スペイン国内の領域は、たとえ当該自治州の「ソト」であっても、対外普及の対象地域とは見なされない。あくまでも、スペインの国外が対象地域なのである。

また例えば、在外同胞の社会的権利に対する支援は、言語の対外普及とは別の法的枠組のもと、国家レベルと自治州レベルとで実施されていることから、対外言語普及の主たる対象とはなっていない。しかし、ガリシア語については、ガリシア自治州政府が在外同胞

へのガリシア語教育を支援しており、バスク語についても、成人再バスク語化協会(HABE)がその任務を担っている。

根本的な問題は、民族性における「ウチ/ソト」と領域性における「ウチ/ソト」の境界線をどこに引くかについてであろう。だが、この問題は本研究の射程を超えるため、今後の課題としておく。

(5) 国家語と「少数言語」の対外普及政策
現代スペインに関するかぎり、国家語と「少数言語」の対外普及政策の異同は、政治経済的效果と社会文化的効果のどちらにより重きを置くか、という点にあると考えられる。市場原理に誘発されたグローバル化が進行する現代にあって、国家語の対外普及政策は、対外的に自国の影響を及ぼす啓発的な使命に加えて、例えば言語産業の振興のように、自国に対する経済的利潤をもたらそうとする性向の強い政策である。一方の「少数言語」の対外普及政策の主眼は、個別の言語文化に特有の価値を「ソト」の世界から「承認」してもらい、その価値を共有する人びとの「連帯」を強化することにある。

「ソト」からの「承認」と「連帯」は、「ウチ」の住民の動員（組織化）や、同一言語を基盤とする地域社会と地域住民の意識化ないし活性化に繋がる可能性を有している。ローカルなコミュニティが中央政府機関の関与を経ずに直接世界へ繋がることを容易なら占めるグローバル化現象の中で、「少数言語」の対外普及政策は、このグローバル化から受ける政治経済的效果よりも社会文化的効果を、より強く求めていると言える。

今ひとつの異同は、国家語の対外言語普及政策は「ソト」に位置する普及の受け手に対する影響度をより重視し、「少数言語」の場合は、「ソト」で共有される当該言語に対する積極的価値付けを通して、むしろ「ウチ」に位置する当該言語話者とその社会に対する影響度を一層重視している、という点である。

以上の研究成果は、2014年12月7日に、多言語社会研究会第8回大会のミニシンポにおいて報告した。そのシンポジウムで聴衆との間で行われた質疑応答を踏まえた成果報告を、同研究会が編集する『ことばと社会』第17号に共著論文として投稿し、査読を受けている段階である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者及び研究分担者には下線)

[雑誌論文](計7件)

[1]萩尾生「越境する『少数言語』の射程—現代スペインにおける国家語と少数言語の対外普及政策」『多言語社会研究会第8回大会予稿集』2014年、pp.59-68 [査読有り] <http://tagengo-syakai.sakura.ne.jp/>

xoops/html/modules/news/article.php?storyid=235

- [2]長谷川信弥「スペインの国家語普及とセルバンテス文化センター」『多言語社会研究会第8回予稿集』2014年、pp.69-75 [査読有り]
- [3]塚原信行「カタルーニャ語対外普及活動の実態-ラモン・リュイ・インスティテュートによる活動を中心に」『多言語社会研究会第8回大会予稿集』2014年、pp.76-84 [査読有り]
- [4]柿原武史「越境する『少数言語』の射程-ガリシア語の対外普及政策」『多言語社会研究会第8回大会予稿集』2014年、pp.85-91 [査読有り]
- [5]HAGIO, Sho, “External Projection of Basque Language and Culture: The Etxepare Basque Institute and a Range of Public Paradiplomacy,” *BOGA-Basque Studies Consortium Journal*, vol.1, Issue 1, 2013 [電子ジャーナル] [査読有り] <http://scholarworks.boisestate.edu/boga/vol1/iss1/4/>
- [6]柿原武史、石部尚登「ICTとヨーロッパの少数言語」『ことばと社会』15号、2013年、pp.63-85 [査読有り]
- [7]塚原信行、パトリック・ハインリッヒ「序論 ネット時代のことばと社会」『ことばと社会』15号、2013年、pp.4-11 [査読有り]

[学会発表](計6件)

- [1]柿原武史「ブエノス・アイレスとリオ・デ・ジャネイロにおけるガリシア移民と言語」関西スペイン語学研究会第388回例会(2015年3月24日、於キャンパスプラザ京都)
- [2]萩尾生・長谷川信弥・塚原信行・柿原武史「越境する少数言語の射程-現代スペインにおける国家語と少数言語の対外普及政策-」多言語社会研究会主催、第8回大会ミニシンポ(2014年12月7日、於名古屋市立大学)
- [3]長谷川信弥「アンドラの言語について」関西スペイン語学研究会第369回例会(2013年12月1日、於関西学院大学梅田キャンパス)
- [4]柿原武史「ブラジルの公教育におけるスペイン語教育について」関西スペイン語学研究会第368回例会(2013年10月27日、於関西学院大学梅田キャンパス)
- [5]柿原武史「ICT時代の地域語・少数言語と格差の問題を考える」日本言語政策学会第15回研究大会(2013年6月2日、於桜美林大学)
- [6]柿原武史「ガリシア語の対外普及政策について 地域語を域外に広めようとする理由について考える」多言語化現象研究会(2012年12月15日、於大阪大学豊中キャンパス言語文化研究科)

[図書](計5件)

- [1]J.M.Azcona (ed.), *Identidad y estructura de la emigración hacia Iberoamérica (Siglos XVI-XXI)*, Thomson Reuters/ Aranzadi, 2015, 672pp. [Sho HAGIO が分担執筆 pp.555-570]
- [2]ベルナト・エチェパレ著、萩尾生・吉田浩美訳『バスク初文集 バスク語最古の書物』平凡社、2014年、240頁
- [3]庄司博史編『世界の文字事典』丸善出版、2015年、431頁 [長谷川信弥が分担執筆 48-51頁]
- [4]吉島茂・大橋理枝編『外国語教育 VI 言語(外国語)教育の理念・実践集』朝日出版社、2015年、504頁 [塚原信行が分担執筆、378-380頁]
- [5]立石博高・奥野良知編著『カタルーニャを知るための50章』明石書店、2013年、329頁 [長谷川信弥が分担執筆 52-60頁、65-68頁、183-192頁]

6. 研究組織

(1) 研究代表者

- ・萩尾 生 (HAGIO, Sho)
名古屋工業大学・大学院工学研究科・教授
研究者番号: 10508419

(2) 研究分担者

- ・長谷川 信弥 (HASEGAWA, Shinya)
大阪大学・言語文化研究科・教授
研究者番号: 20228448
- ・塚原 信行 (TSUKAHARA, Nobuyuki)
京都大学・国際高等教育院・准教授
研究者番号: 20405153
- ・柿原 武史 (KAKIHARA, Takeshi)
南山大学・外国語学部・准教授
研究者番号: 10454927

以上